

令和3年度 第11回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和4年 2月24日 (木)			
開 催 場 所	役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和4年 2月24日 午後 1時 35分 開 会			
	令和4年 2月24日 午後 3時 7分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	3 番	與那嶺 清	6 番	宮嶋 扶喜子
	4 番	大竹 恭弘	7 番	内間 正樹
			8 番	仲宗根 和盛
欠席委員番号	2 番	平安山 良也		
議事録署名委員	6 番	宮嶋 扶喜子	8 番	仲宗根 和盛

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第11回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>2番 平安山 良也(へんざん よしや)委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜(うちまりょう)さん、議事録署名委員には、6番 宮嶋 扶喜子(みやじま ふきこ)委員、8番 仲宗根 和盛(なかそね かずもり)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業者年金チラシの配布について
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 報告第 1 号 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更申請に係る 取下げの報告について 議案第 65 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 66 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 67 号 非農地証明願いについて 議案第 68 号 農地法第5条許可の取り消し願いについて 議案第 69 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法による所有権移転取り扱 い要項について 以上です。 本日の提案された議案第65号から第70号までですが、そのうち 現地確認を必要とするのが9件ございます。現地資料確認を行ってか ら審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午後 1時 41分 再開 午後 2時 4分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、報告第1号「今帰仁農業振興地域整備計画書の変更申請に係る取下げの報告について」を議題とします。事務局からの報告を求めます。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから報告第1号「今帰仁農業振興地域整備計画書の変更申請に係る取下げの報告について」を報告します。</p> <p>(報告第1号「今帰仁農業振興地域整備計画書の変更申請に係る取下げの報告について」説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>以上、報告が終わりました。</p> <p>続きまして、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、4ページから6ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>整理番号2番の農地所有適格法人については、農業会議にも要件確認済みです。以上です。</p>

議 長	ただ今、説明がありました議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。
委 員	整理番号2番について、うち面積で所有権移転出されていますが、この後分筆するんですか。
事 務 局	分筆予定でその後同一証明出していく形です。一応、もう一度申請者には確認します。
議 長	よろしいでしょうか。議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きます。議案第66号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第66号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。 (議案書に基づいて議案第66号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係についての内容を説明) 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第66号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号11番から12番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第66号「農用地利用集積計画の意見決定について」8ページにある利用権設定等関係整理番号11番から12番については、今帰仁村で農地4,583㎡を使用貸借し、名護市で農地1,009㎡の利用権設定を同時に行い、計5,592㎡の農地を耕作する新規就農者で、令

		和4年2月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。	
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。	
		(質疑なし)	
議	長	議案第66号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。	
		(異議なしの声あり)	
議	長	議案第66号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第67号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	それでは私のほうから議案第67号「非農地証明願いについて」説明いたします。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第67号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。	
委	員	整理番号1番について、最近現場写真で確認になっており、緩くなっている部分があるので、ギンネム程度なら簡単には非農地を出さないようよう統一した方がいい。ただ畑として残しておいても活用しないものは、作物が育ちにくい、土質が悪い等その根拠を示し、どうして非農地を出せたのか事務局が説明できるように明確にしておいた方がいい。今回の申請地の場合、他の地域と比べても原野化しており、農業的利用がないので非農地証明出すのはやむを得ないと示してくれば、こちら判断しやすい。	

議 長	よろしいでしょうか。議案第67号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第67号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第68号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第68号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」説明いたします。 (議案書に基づいて議案第68号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」について内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、事務局の説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委 員	今回の申請地は、撤去はされているが転用時にコンテナとブロックが置いてあり、始末書の提出もありました。取消しは所有権移転がされておらず、現況が建物など建てられていない触られていないものだと思うんですが、始末書のものは是正されて農地に戻されているので、取消しが認められるということによろしいですか。
事 務 局	はい。
議 長	よろしいでしょうか。議案第68号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第68号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

		<p>続きまして議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>それでは、私のほうから議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第69号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長		<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員		<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和4年2月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長		<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議長		<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議長		<p>異議なしとのことでありますので、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第69号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和4年2月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p>

		<p>(議案書に基づいて議案第69号整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委	員	<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和4年2月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議	長	<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことですので、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは、私のほうから議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第69号整理番号4番について内容を説明)</p>

		<p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>	
議	長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>	
委	員	<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、令和4年2月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ申請地は先月非農地証明否決されたもので、隣接地にある古民家の駐車場として利用し、宿泊業を行いたいとのことでした。面積的には広いが、利用計画は特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。</p>	
議	長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>	
		(質疑なし)	
議	長	<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。</p>	
		(異議なしの声あり)	
議	長	<p>異議なしとのことですので、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>それでは、私のほうから議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について説明いたします。</p>

		<p>(議案書に基づいて議案第69号整理番号5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>	
議	長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>	
委	員	<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については、令和4年2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、申請地は事務局から説明があった通り、平成18年に3条許可で取得した後、資材置き場として使われてきました。法的な手続きがされていないので、今回整理するため申請したかと思えます。相当な面積になりますが、今から農地に戻すのも難しく、周辺の畑をみてもやむを得ないかと。始末書はつけてもらっています。少し悪質な気もしますが、後は農業会議の諮問会議にかけて判断を任せたいと思えます。また、県の開発許可は必要ないと調整済んでいるそうです。建物については工事届が出されておらず、事後なので村の建設課は出す必要がないという状況です。</p>	
事	務	局	<p>それについては、許可を得てから工事届提出予定です。</p>
議	長	<p>よろしいでしょうか。ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>	
			<p>(質疑なし)</p>
議	長	<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、異議はございませんか。</p>	
			<p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p>	

	<p>続きまして、議案第70号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転取り扱い要項について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第70号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転取り扱い要項について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第70号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転取り扱い要項について」内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第70号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転取り扱い要項について」質疑はございませんか。</p>
委員	<p>新規就農認定農業者とありますが、呼び方これで正しいか確認をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、確認します。</p>
議長	<p>議案第70号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転取り扱い要項について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第70号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転取り扱い要項について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p>

